

根岸毅教授略歴

学歴

- 一九六三年 三月 慶應義塾大学法学部政治学科 卒業
- 一九六五年 三月 同大学大学院法学研究科政治学専攻修士課程 修了
- 一九六九年 三月 同大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程 修了
- 一九八九年 二月 法学博士（慶應義塾大学）

職歴

- 一九六五年 四月 慶應義塾大学法学部 助手
- 一九六九年 四月 同大学法学部 専任講師
- 一九七二年 四月 同大学法学部 助教授
- 一九七七年 四月 同大学法学部 教授 現在に至る
- 一九七八年 四月 同大学大学院法学研究科 委員 現在に至る
- 一九八七年一〇月～一九九三年 九月 同大学新聞研究所 所長を兼ねる

根岸毅教授主要業績

【単 著】

『政治学と国家』

▽一九六〇年代に巻き起こった政治学批判が求めたものに方法論的に妥当な形で応えるべく、科学（学問）と問題解決の論理的関係を解明し、政治学を、国家をめぐる発生する問題の解決のための学として再構成しようとした最初の試み。

The Methodological Foundations of the Study of Politics

Keio University Press, 1996

▽『国家の解剖学』第二章「政治学とは何か」の英語版。Introductionは英語版であらたに付け加えた。

『原理主義と民主主義』

慶應義塾大学出版会 二〇〇三年

▽『法学研究』七五巻三号および九号の同名論文の統合版と、「民主主義の価値の論証」を収録している。

【共著への執筆】

「政治学における行政部研究の位置づけ」

日本行政学会編『政策決定と公共性』

勁草書房 一九七三年

▽日本行政学会での報告。行政の研究は政治学の一部門として行なわれる必要があることを論じたもの。

「公共性と市民参加」

加藤寛、古田精司編『公共経済学講義』

青林書院新社 一九七四年

▽政治的意思決定がパッケージ単位で行なわれることから、有権者の選好の表示なしに採択されてしまう政策があることを指摘し、それが政治への参加にもたらず問題点を論じた。

「**行政学と比較の方法**」 辻清明他編 『行政学講座 一 行政の理論』

東京大学出版会 一九七六年

▽行政研究の、科学化を求める側面と社会的関連性を問いなおす努力の調和を、焦点を比較の方法にしほって検討した論考。

「**政治の機構と制度**」 内田満、内山秀夫編 『政治学を学ぶ』

有斐閣 一九七六年

▽政治の仕組みを一つの装置と捉える立場から、「議会制の危機」といわれる状況を、その装置の作動環境の「行
政権の拡大」と呼ばれる変化がもたらした機能不全として説明する。

「**政治における試行錯誤の機会**——もうひとつの民主主義論」 石川忠雄教授還暦記念論文集編集委員会 『現代中国
と世界——その政治的展開』

慶應通信 一九八二年

▽国家（政府）を一つの装置と捉え、民主主義を、その使い手を国民の可能な限り大きな部分とし、かつその
装置を使う上での試行錯誤の機会を最大限に保障すること、と規定する。くわえて、その観点から、日本の現
行政治制度の改善方法を論ずる。

「**政治学とは何か**」 根岸毅他 『国家の解剖学』

日本評論社 一九九四年

▽政治学を一個の問題解決のための学として構成するために必要な方法論的基礎全般を論じた。著者の政治学
の全体像を体系的に示した論考。

「**放送制度と社会デザイン**」 根岸毅、堀部政男編 『放送・通信新時代の制度デザイン』 日本評論社 一九九四年

▽放送制度の考察が良識と科学的分析の二つにもとづくべしとの要請を、社会を「デザイン」するという考え
方で応えたとした、この共著の基調となる章。

「**学問分野間での政治学の分担——政治学の責任**」 田中宏、大石裕編 『政治・社会理論のフロンティア』

慶應義塾大学出版会 一九九八年

▽学問に対する社会の期待の解明にもとづき、政治学を一個の問題解決の学と捉え、それが分担して解決に当
たるよう期待されている問題の範囲を「国家をめぐって生じる問題」に特定し、その含意を検討する。

【論文】

「民主的官僚の概念」

『法学研究』四〇巻四号 一九六七年

▽民主主義の観点から「行政の責任」とは行政官が政治家（有権者の代表）の統制に服することであると捉え、その実が容易には達成されない原因として、両者の専門能力の差を指摘し、それが働くメカニズムを明らかにする。

「『政治概念論争』における潮田学説——その特異な意義と限界」

『法学研究』四三巻一〇号 一九七〇年

▽この論争と潮田学説は学会で否定的に評価されているが、それが評者の読込みの不足によるものであることを明らかにし、争われた論点の核心を解明する。その上で、現実の政治活動の改善のための手引となる学問的知識は潮田流の政治学からのみ得られることを示す。

「政治学の『実践性』について——社会工学としての政治学の構想」

『法学研究』四四巻五号 一九七一年

▽政治学の科学化は、政治学から「実践を指示する能力」を奪った。本稿は、科学的知識がその能力を獲得する仕組みと、それが特定の価値判断を前提としないことを明らかにする。その上で、政治学がその能力を獲得する条件——政治活動が結果として実現する社会的状態のクラスを特定すること——を示す。

「政治的な実践目標——社会工学としての政治学の構想」

『法学研究』四五巻三号 一九七二年

▽前年の論文で指摘した、政治学が政治の実践を指示する能力を獲得するために必要な「政府活動がもたらす社会的状態のクラス」を、対抗する政治諸勢力の主張の分析から特定する。それらは、政治的決定の仕組み、生産と消費に分けての経済政策の目的と用具、国際関係調整の仕方からなる。

“Substantive Relevance and Disciplinary Unity of Political Science”

Keio Journal of Politics, No. 1, 1974

▽「政治学の社会的関連性と学問的一体性」のオリジナル版。

「政治学の社会的関連性と学問的一体性」

『法学研究』四七巻二号 一九七四年

▽学は、実践を指示する能力を求めて意図的に構成されるか否かから、二つの型に分かれる。政治学に現実政治とのかかわりが失われてきたのは、政治学者が科学の名のもとに、その意図をもたない型を進んで採用したからである。社会にとって適切な政治学は、その意図のもとに政治学を再構成することで回復される。

「投票行動の分析と政治の改革」

『法学研究』五〇巻一二号 一九七七年

▽本稿の関心は、たんなる投票の実態の解明ではなく、その行なわれ方の良し悪しにある。そこで、民主主義の観点から、七二年論文の知見と関連づけて「正しい」投票の仕方を設定し、投票の実態がそれからの程度かけ離れているかを、調査にもとづいて明らかにした。

「政治的選択の制度と平和」

『平和研究』三号 一九七八年

▽一九七七年春の日本平和学会シンポジウムでの報告。選挙制度上、なんと選挙を行なっても平和の問題に入らざるの選好が表明されないことがあり得ることを指摘する。

“Opportunities for Trial-And-Error in Politics: Democracy Recast in Simple Ordinary Language”

Keio Journal of Politics, No. 5, 1984

▽「政治における試行錯誤の機会——もうひとつの民主主義論」の英語版。

「議員定数配分の是正と民主主義」

『法学研究』五八巻四、五号 一九八五年

▽政治問題化した一票の格差解消についての、理論的およびコンピュータによる計算にもとづく考察。政治学の立場から、望ましい配分の仕方、格差是正の理論的可能性を検討し、それを阻む理由に言及する。

「工学に欠けるもの、政治学に欠けるもの——『問題解決のための学問』の条件」

『法学研究』五八巻八号 一九八五年

▽一九八五年四月一日の日本機械学会通常総会での特別講演。政治哲学と機械工学は一見まったく違うタイプの学問に見えるが、いずれも問題解決を目指す学という共通点をもっており、違いはそれぞれが問題解決の学

として不十分で欠けているところがあるから、と指摘する。

『議員定数配分と民主主義』

『判例タイムズ』五六一号 一九八五年

▽「議員定数配分は是正と民主主義」の趣旨を、法律家向けに書き直した論考。法律論に潜む矛盾を、常識的な論じ方の観点から指摘した。

『法解釈と政治』

『法学研究』五九卷八号 一九八六年

▽法解釈の方法論がもつ政治的意味についての考察。立法者意思説は民主主義に馴染むが、自由法論は、「法曹専制主義」とでも呼ぶべき帰結を招くと指摘。政治学による法曹論の必要性を示す。

『国家——装置とその仕事』

『法学研究』六〇卷一号 一九八七年

▽政治学がその解決にあたるべき問題の範囲は、社会通念上「国家」をめぐって生じるそれだとの認識を根拠に国家とは何かと問い、それを一個の社会的装置として確定する。これは、政治学の研究対象を画定するための第一歩である。

『民主主義の価値の論証——「進歩」と「やり直しの機会」』

『法学研究』六五卷一号 一九九二年

▽「政治における試行錯誤の機会」で提示した民主主義が、なぜに望ましいかの根拠をより詳細に論証した。人は自分で「進歩」と呼べるものを決して否定しない。それを手に入れる必要条件是「やり直しの機会」である。このことを基礎にした立論。

『国家の概念とウエーバーの間違ひ』

『法学研究』六九卷四号 一九九六年

▽国家をその目的から規定する方法の前に立ちはだかるのは、ウエーバーの手段からの規定方法である。彼は「国家はなんでもやる」「国家しか手掛けない活動はない」とするが、本稿はこの結論を導く立論の仕方に間違ひがあることを指摘し、国家の目的を論ずることに対する壁を取り除く。

『規範的な議論の構成と必要性』

『法学研究』七〇卷二号 一九九七年

▽本稿は、塾新聞研究所が設置した放送法研究会の共同研究「放送・通信法制のメタ理論」の方法論的方向づ

けのために書かれた。規範的すなわち価値を論ずる議論を問題解決のための議論の一部と捉え、法制度の検討を、問題解決の目的を明示し、その実現にどのように役立つかを意識して行なう必要があることを指摘する。

“The Concept of the State and Weber’s Erroneous Reasoning” *Keio Journal of Politics*, No. 9, 1997

▽「国家の概念とウエーバーの間違ひ」の英語版。

「政治学の研究対象を『国家に限る』根拠」

『法学研究』七二巻七号 一九九九年

▽政治を「国家のみに関わらせる」か否かは、政治学の問題解決の意図を組み込むか否かを意味する。この選択は、社会が政治学に問題解決の期待をもっているか否かにしたがって決める必要がある。その期待の有無の検証にもとづき、「国家に限る」を選択することの妥当性を示す。

“A Demonstration of the Value of Democracy: ‘Progress’ and ‘Opportunities for Redoing’”

Keio Journal of Politics, No. 11, 2000

▽「民主主義の価値の論証——『進歩』と『やり直しの機会』」の英語版。

「原理主義と民主主義」

『法学研究』七五巻三号 二〇〇二年

▽九・一一テロ事件が政治学に提起した問題を特定し、それに理論的に答える。テロリズムを否定する根拠、対テロの軍事力行使を正当化する理論的基礎を提示する。

「原理主義と民主主義（統）——イスラエル・パレスチナ紛争の捉え方」

『法学研究』七五巻九号 二〇〇二年

▽「法学研究」七五巻三号の同じ標題の論文で提示した理論的枠組に、何をどのような根拠で「テロリズム」と呼ぶべきかを補い、その枠組で、深刻さを増したイスラエル・パレスチナ紛争の理論的整理を試みる。

“Fundamentalism and Democracy: Terrorism and the Value of Freedom”

Keio Journal of Politics, No. 12, 2003

▽「原理主義と民主主義」（『法学研究』七五巻三号）および「原理主義と民主主義（統）」（『法学研究』七五巻九号）の統合版の英語版。

「民主主義の論理と価値」

『法学研究』七七卷一二号 二〇〇四年

▽「民主主義」を一般の人びとがその実現に役立っていると考える各種の仕組みから帰納的推論によって特定し、その論理が、筆者が指定する目的を二つの与件の下で実現するために必要な条件に合致することを演繹的に示すことよって、「民主主義」がその目的の実現にとつての手段であり、したがって、その目的がもつ価値を受け継いでいることを論証する。この目的とは、「前のラウンドでの自分の選択の結果より、いまのラウンドでの自分の選択の結果の方が望ましい」と、自分が評価できること」である。

“The Logic and Value of Democracy”

Forthcoming

▽「民主主義の論理と価値」の英語版。